

北海道畑作農業をめぐる動き

時期	主なできごと	備考
(2月)	(ロシアのウクライナ侵攻 →食料安全保障の強化に関する議論が活発化)	
6月	肥料価格高騰緊急対策の公表(道)	資料 2 - 2
7月	みどりの食料システム法の施行 肥料価格高騰対策の公表(国) 食料安全保障に関する道農政部推進チームの設置	資料 2 - 3 資料 2 - 2 資料 2 - 10
9月	首相より食料・農業・農村基本法の検証について 指示 農水省の食料・農業・農村政策審議会にて「基本 法検証部会」を立ち上げ	資料 2 - 4 資料 2 - 5
11月	令和4年度補正予算案の公表 ゲタ改定単価(R5~7)の決定 みどりの食料システム道基本計画の策定	資料 2 - 8 資料 2 - 6 資料 2 - 11
12月	てん菜交付対象数量の見直し決定 令和5年度農林水産予算案の公表 食料安全保障強化政策大綱とりまとめ	資料 2 - 7 資料 2 - 8 資料 2 - 9

肥料価格の高騰対策

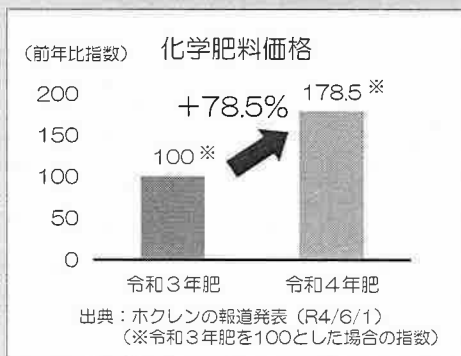
現状・課題

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇により、肥料原料価格が高騰

- 肥料原料価格が昨年に比べ大幅に上昇

R4.3/R3.3比 尿素2.17、
リン安2.18、塩化加里2.20

- 大規模経営は、肥料価格高騰の影響が大きい



道の緊急対策

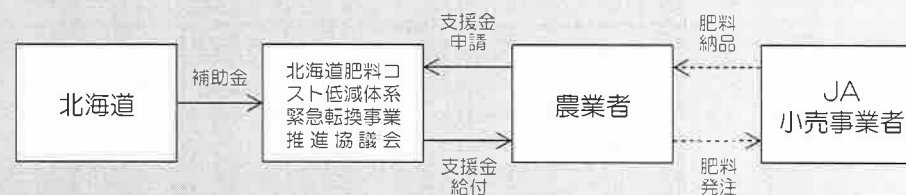
国の対策により、肥料コスト低減体系への転換に向けた取組を推進するとともに、農業者が直面する肥料価格高騰に対する負担軽減を図るため、肥料購入支援として定額給付を実施

- 化学肥料購入支援金給付事業 【令和4年度補正 21億円】

〈新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用〉

肥料購入費の負担を軽減するため、農業者に肥料購入支援金を給付

- 定額 3,125円/t（上限）



国の緊急対策

- 肥料コスト低減体系緊急転換事業 【令和3年度補正 45億円】

肥料コストを低減する技術を活用した取組などを支援

- ・ 土壌診断に基づく施肥設計の見直しを支援
- ・ 肥料コスト又は施肥量を低減する技術を活用した取組の実証を支援

- 化学肥料原料調達支援緊急対策事業 【令和4年度一般予備費 100億円】

肥料製造事業者が代替国から原料調達する場合の掛かり増し経費を緊急的に支援

- 肥料価格高騰対策事業 【令和4年度コロナ対策予備費 788億円】

肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援

+

国への提案

- 肥料価格の高騰に対応したセーフティネットの構築と肥料の安定確保に向けた十分な対策を要望

肥料価格高騰の影響緩和と「みどりの食料システム戦略」の目標（2030年：化学肥料使用量を20%低減）達成に向け、農業のグリーン化を推進

～ 通称 みどりの食料システム法 ～

背景

- 気候変動、生物多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化
- 農林漁業・食品産業の持続的発展等のためには、生産から販売までの各段階での環境負荷の低減、当該農林水産物・食品の流通・消費が課題
- みどりの食料システム戦略を策定し、国連食料システムサミットやCOP26で世界に発信

関係者の行動変容と技術開発・普及により、環境と調和のとれた食料システムを確立

法律の概要

1. 環境と調和のとれた食料システムに関する基本理念等 (第3条から第14条まで関係)

- ・ 生産から消費まで環境負荷の低減に資する取組を推進する基本理念
- ・ 国の責務、国が講ずべき施策 (理解増進、研究開発、技術普及、食料システムの各段階の取組の促進等) 等

2. 計画認定制度等の創設 (第15条から第44条まで関係)

(1) 基本方針等 (第15条から第18条まで関係)

- ・ 国の基本方針、都道府県・市町村の基本計画の策定

(2) 環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組の促進 (第19条から第38条まで関係)

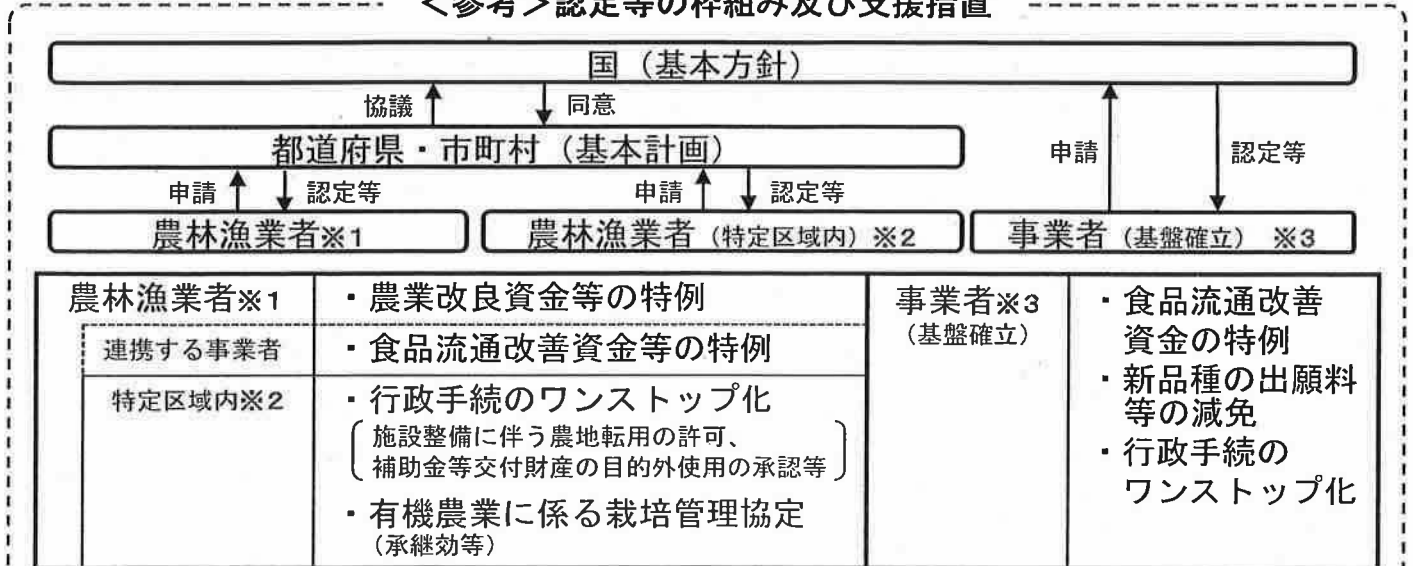
- ・ 農林漁業由来の環境負荷の低減を図る環境負荷低減事業活動※1の認定等
- ・ 特定の区域内で環境負荷の低減の効果を高める特定環境負荷低減事業活動※2の認定等
- ・ 有機農業の団地化を進めやすくするための栽培管理協定の認可等

(3) 新技術の提供等を行う事業者の取組の促進 (第39条から第44条まで関係)

- ・ 環境負荷低減事業活動等の効果を高める等の基盤確立事業※3の認定等

※1 土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等
 ※2 地域ぐるみでのスマート農業技術の活用、有機農業の団地化 等
 ※3 先端技術の開発、新商品(食品)の開発 等

<参考> 認定等の枠組み及び支援措置



⇒ 環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入する場合の税制特例を措置

- ・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年法律第110号) の取組を包含していることから、同法は廃止し、所要の経過措置を設ける。(附則第2条から第5条まで関係)

新しい資本主義の下での農林水産政策の新たな展開

- 岸田政権においては、新しい資本主義の下、①スマート農林水産業等による成長産業化、②農林水産物・食品の輸出促進、③農林水産業のグリーン化を推進
- さらに、ロシアのウクライナ侵略等による食料安全保障上のリスクの高まりを受け、④食料安全保障を柱に加え、農林水産政策の四本柱として展開
- これらの施策を推進するため、全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、今日的な課題に対応するため、制定後約20年間で初めて、総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を開始

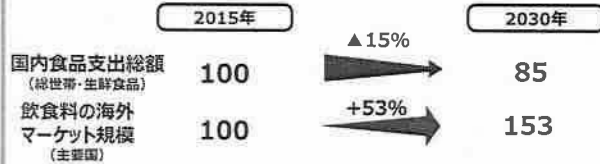
農林水産業を取り巻く情勢の変化

- 生産者の減少・高齢化等
直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し高齢化や農地面積の減少も進行。

	基幹的農業従事者数		平均年齢	農地面積
		60代以下		
1995年	256万人	205万人 (80%)	59.6歳	504万ha
2022年	123万人 ^{※1}	53万人 ^{※1}	67.9歳 ^{※2}	435万ha ^{※2}

※1 2022年2月1日時点
※2 2021年の推定
出典：農林水産省「農林業センサス」〔令和3年農業構造動態調査〕、「令和4年度農業構造動態調査（R4 2月1日現在）」、「令和3年度地方交付金交付面積統計」

○ 国内市場の縮小



出典：国内食品支出総額について、2015年は統計調査、全国消費実態調査等により計算した実績値で、2030年は農林水産省による推計。飲食料のマーケット規模は、ATカーニエー社の推計を基に農林水産省で作成。いずれも2015年を100とする推定

○ 地球環境等への配慮のルール化

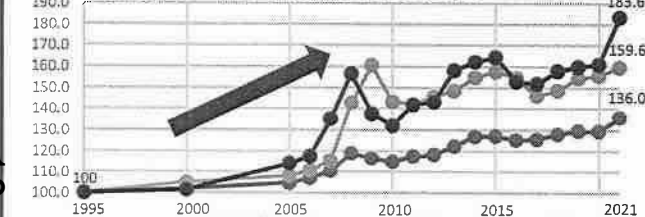
「Farm to Fork戦略」(2020,5)^{*}
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



EU

※ 欧州の持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示した戦略。

○ 国際的な需要の増加による生産資材等の長期的な価格上昇、調達不安定化



出典：農林水産省「農業物価統計」(いずれも1995年を100とした場合の推定)

農林水産政策の展開方向

スマート農林水産業等による成長産業化

スマート技術等の活用による労働力不足の解消や生産性の向上等を通じ、生産基盤を維持・強化

農林水産物・食品の輸出促進

農林水産・食品産業の1割を海外仕向けに転換し、生産基盤を維持・強化

農林水産業のグリーン化

環境負荷の少ない調達、生産、加工・流通、消費の実現による持続可能な食料システムの確立

食料安全保障の強化

輸入生産資材・輸入作物への依存度を低くする産業へ転換し、食料の安定供給体制を確立

今後の検討課題

～食料安定供給の基盤強化に向けて～

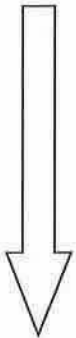
- ① スマート技術等の活用による担い手の育成
 - ・ スマート機械の導入等に伴う多額の投資に備えた法人資本の充実
 - ・ 労働力不足が深刻化する中でアウトソーシングの受け手の育成
 - ・ スマート農林水産業の実装に向けたサポート体制の強化
- ② 輸出促進
 - ・ 海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の形成
 - ・ 現地における輸出事業者等へのきめ細やかなサポート
 - ・ 日本のブランド力を守るための品種等の知財の保護
- ③ 農林水産業のグリーン化
 - ・ 下水汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大
 - ・ 食品産業等の環境負荷低減に資する取組への後押し
 - ・ 消費者の選択を容易にする「取組の見える化」
- ④ 食料安全保障の強化
 - ・ 小麦・大豆・飼料作物について、輸入依存からの脱却等、生産の構造転換
 - ・ 国産原材料の安定調達のための食品産業と産地の提携
 - ・ 生産・流通コストを反映した価格形成を促すための枠組みづくりと平時でも食品へのアクセスが困難な社会的弱者への対応

更なる対策

食料安定供給上のリスクの顕在化

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要があるため、制定後約20年間で初めて、総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を開始

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の
今後の進め方について（案）

時期	事項
令和 4 年	
9 月 29 日	食料・農業・農村政策審議会に諮問 基本法検証部会を設置
10 月 18 日	第 1 回基本法検証部会
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 月 2 回程度のペースで開催 ▪ 以下のテーマに関し、有識者ヒアリング、 施策の検証、意見交換等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 食料の安定供給の確保 (食料安全保障、輸出促進を含む) ▪ 農業の持続的な発展 ▪ 農村の振興 ▪ 多面的機能の発揮
令和 5 年	上記のヒアリングや検証等を踏まえた議論

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) の数量単価改正について

令和 4 年 11 月
農 林 水 産 省

目 次

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の概要	1
2. 交付単価の算定方法	2
3. ゲタ対策における消費税の扱い	3
4. 改定平均交付単価（案）	5
5. 対象作物の近年の状況	8
6. 参考	17

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の概要

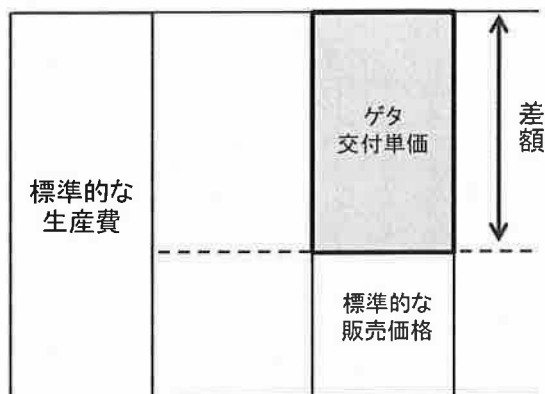
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下、担い手経営安定法という。）に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）を実施。

交付対象農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

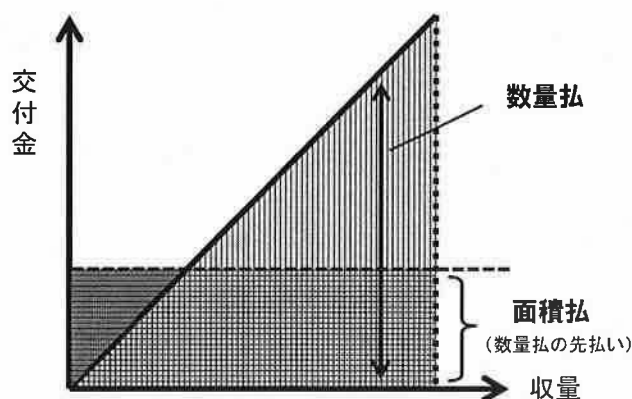
交付対象農産物：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

支払方法：数量払を基本とし、数量払の先払いとして面積払を支払う

【交付単価のイメージ】



【数量払と面積払との関係】



1

2. 交付単価の算定方法

- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量払交付単価については、下の算定式により、統計データ等に基づき透明性を確保しつつ機械的に算定。

- ゲタ交付単価については、制度導入以来原則3年ごとに改定。

品目横断的経営安定対策導入以前（平成18年度まで）は、毎年、単価改定していたが、生産コスト削減や販売価格上昇が直ちに翌年の単価に反映され、現場の生産性向上努力等が収入につながりにくい面があった。

このため、平成19年度の品目横断的経営安定対策の導入以降、生産現場の要望を踏まえ、単価を3カ年固定としたことにより、生産現場では中期的な営農計画が立てやすくなるとともに、生産性向上等の努力が収入に結びつくようになったところ。

【平均交付単価の算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10aあたり生産費(直近3年平均)} - \text{販売価格(直近5中3平均)}}{\text{単収(平均単収(直近7中5平均))}}$$

- 交付単価は算定上、消費税負担分が含まれており、課税事業者が消費税の納付もしくは還付の手続きをした場合には、交付金に含まれる消費税負担分と重複する。このため、課税事業者向け交付単価は、生産費（消費税率10%）、販売価格（消費税率8%）から消費税分を除いて算定。

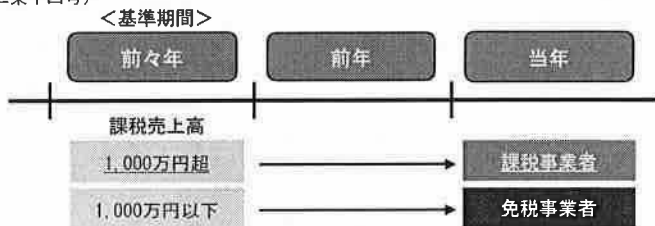
3. ゲタ対策における消費税の扱い(消費税に係る手続き)

- 消費税は生産や流通などの各取引の中で課税され、最終的には購入した消費者が負担。
- 課税事業者は、売上で預かった消費税額から、仕入れ等で支払った消費税額を差し引いた額を納付。
- 仕入等で支払った消費税が売上で預かった消費税を上回る場合に、その差額分について還付を受けることができる。(免税事業者、簡易課税制度を選択している事業者は除く。)

○ 課税事業者

基準期間※における課税売上高が1,000万円を超える事業者。

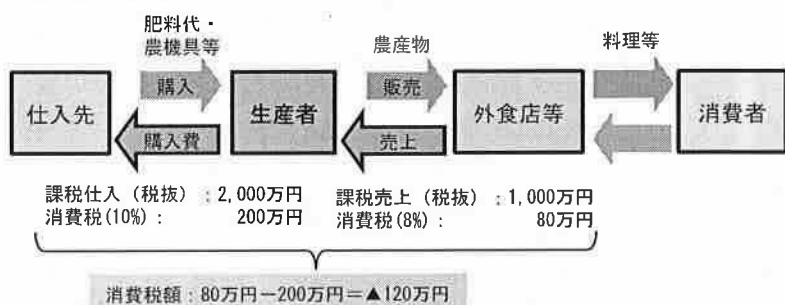
※基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいう。(消費税法第二条十四号)



○ 消費税の課税取引

科目		課非
収入	販売金額	○
	雑収入(ゲタ交付金)	
コスト	種苗費	○
	肥料費	○
	農業薬剤費	○
	光熱動力費	○
	その他の諸材料費	○
	土地改良及び水利費	
	賃借料及び料金	○
	物件税及び公課諸負担	
	建物費	○
	自動車費	○
	農機具費	○
	生産管理費	○
	労働費	
	副産物価額	○
支払利子		
支払地代		
自己資本利子	○	
自作地代		

○ 還付の場合の仕組み



支払消費税が受取消費税を上回る場合、申告により差額分について還付を受けることができる。

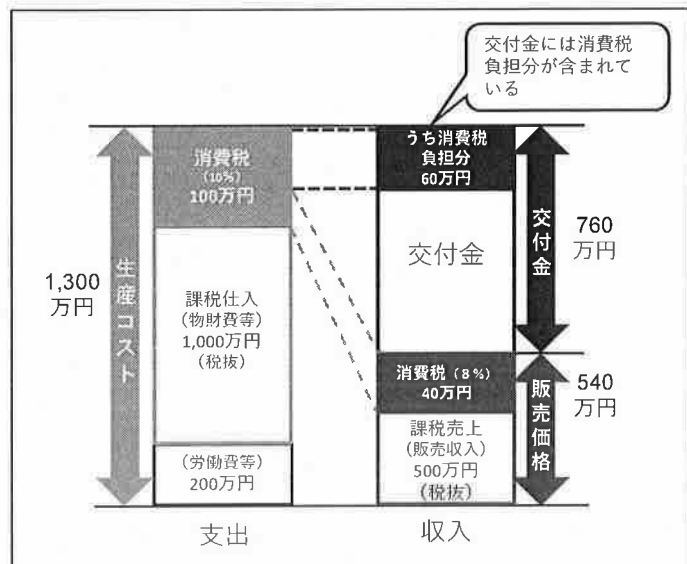
3

3. ゲタ対策における消費税の扱い

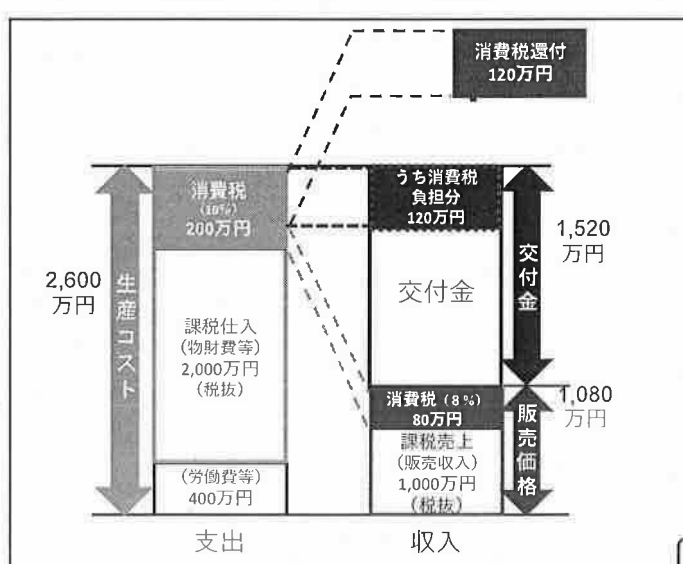
- 畑作物の直接支払交付金の交付単価の算定上、消費税負担分が含まれており、課税事業者が消費税の納付(還付)の手続きをした場合には、交付金に含まれる消費税負担分と重複。
- このため、消費税の免税事業者、課税事業者それぞれについて別々の交付単価を設定。
- 課税事業者の場合、消費税相当額を除いた生産費・販売価格を用いて算定した交付単価を適用。

○ 課税事業者における還付の場合のイメージ

<免税事業者の場合>
(販売収入1,000万円以下)



<課税事業者の場合>
(販売収入1,000万円超又は任意で選択)



4. 改定平均交付単価（案）

	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はだか麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	てん菜 (円/1t)	でん粉 原料用 ばれいしょ (円/1t)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
現行平均 交付単価 (R2~4)	6,710	6,780	5,660	9,560	9,930	6,840	13,560	13,170	8,000
免税事業者 向け平均交 付単価	6,340 (▲370)	6,160 (▲620)	5,150 (▲510)	9,160 (▲400)	9,840 (▲90)	5,290 (▲1,550)	15,180 (1,620)	17,550 (4,380)	8,130 (130)
課税事業者 向け平均交 付単価	5,930 (▲780)	5,810 (▲970)	4,850 (▲810)	8,630 (▲930)	9,430 (▲500)	5,070 (▲1,770)	14,280 (720)	16,720 (3,550)	7,710 (▲290)

5

改定品質区分別交付単価（案）

〇ゲタ対策の対象農産物については、地域間・農業者間の品質格差があるため、平均交付単価を基準として、品質に応じた品質区分別単価を設定。

① 小麦

- ・ 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・ A~Dランクはたんぱく質の含有率等の違いで区分
- ・ パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも2,300円/60kg高い単価を設定

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
パン・中華麺用 品種	免税事業者向け	8,270円	7,770円	7,620円	7,560円	7,110円	6,610円	6,460円	6,400円
	課税事業者向け	7,860円	7,360円	7,210円	7,150円	6,700円	6,200円	6,050円	5,990円
パン・中華麺用 品種以外	免税事業者向け	5,970円	5,470円	5,320円	5,260円	4,810円	4,310円	4,160円	4,100円
	課税事業者向け	5,560円	5,060円	4,910円	4,850円	4,400円	3,900円	3,750円	3,690円

② 大麦・はだか麦

- ・ 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・ A~Dランクは白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
二条大麦 (50kg当たり)	免税事業者向け	6,220円	5,800円	5,680円	5,630円	5,360円	4,940円	4,810円	4,760円
	課税事業者向け	5,870円	5,450円	5,330円	5,280円	5,010円	4,590円	4,460円	4,410円
六条大麦 (50kg当たり)	免税事業者向け	5,510円	5,090円	4,960円	4,910円	4,480円	4,060円	3,940円	3,890円
	課税事業者向け	5,210円	4,790円	4,660円	4,610円	4,180円	3,760円	3,640円	3,590円
はだか麦 (60kg当たり)	免税事業者向け	9,750円	9,250円	9,100円	9,010円	8,180円	7,680円	7,530円	7,450円
	課税事業者向け	9,220円	8,720円	8,570円	8,480円	7,650円	7,150円	7,000円	6,920円

6

③ 大豆

- ・ 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・ 特定加工用は、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

(円/60kg)

品質区分(等級)		1等	2等	3等
普通大豆	免税事業者向け	10,770円	10,080円	9,400円
	課税事業者向け	10,360円	9,670円	8,990円
特定加工用大豆	免税事業者向け	8,720円		
	課税事業者向け	8,310円		

④ てん菜

- ・ 糖度に対応した単価で区分

(円/t)

品質区分(糖度)		← (+0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	免税事業者向け	+62円	5,290円	▲62円
	課税事業者向け	+62円	5,070円	▲62円

⑤ でん粉原料用ばれいしょ

- ・ でん粉含有率に対応した単価で区分

(円/t)

品質区分(でん粉含有率)		← (+0.1%ごと)	19.6%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	免税事業者向け	+64円	15,180円	▲64円
	課税事業者向け	+64円	14,280円	▲64円

⑥ そば

- ・ 等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

(円/45kg)

品質区分(等級)		1等	2等
そば	免税事業者向け	18,010円	15,900円
	課税事業者向け	17,180円	15,070円

⑦ なたね

- ・ エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種で区分

(円/60kg)

品質区分(品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナンキブ きらきら銀河 ペノカのしずく※	その他の品種	
なたね	免税事業者向け	8,140円	7,400円
	課税事業者向け	7,720円	6,980円

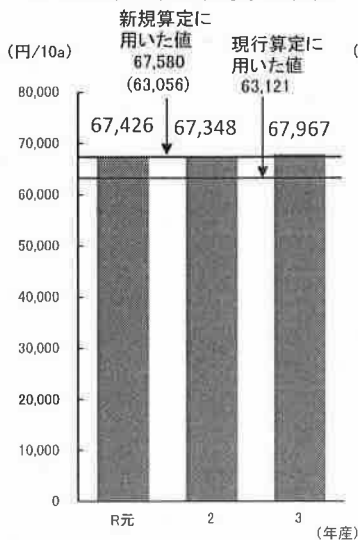
※今回追加した品種

7

5. 対象作物の近年の状況(小麦)

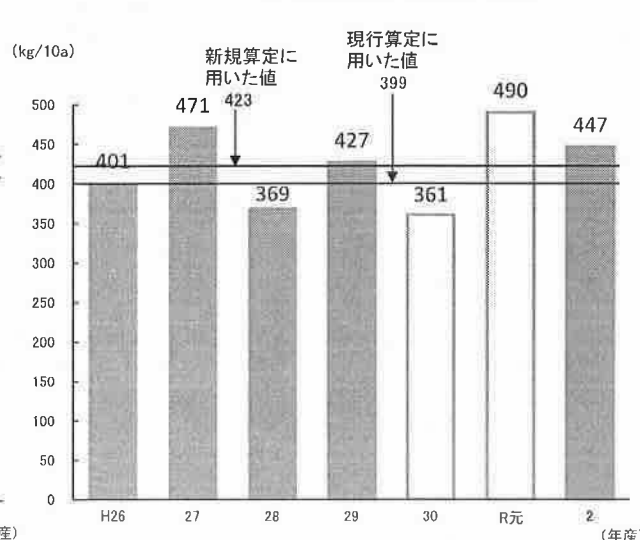
- 10a当たり生産費は、農機具費や賃借料が増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、近年豊作が多く、算定に用いた収量を上回る年が多くなっている。
- 60kg当たり販売価格は、旺盛な国産需要や輸入麦の高騰により高値となっている。

○10a当たり生産費の推移



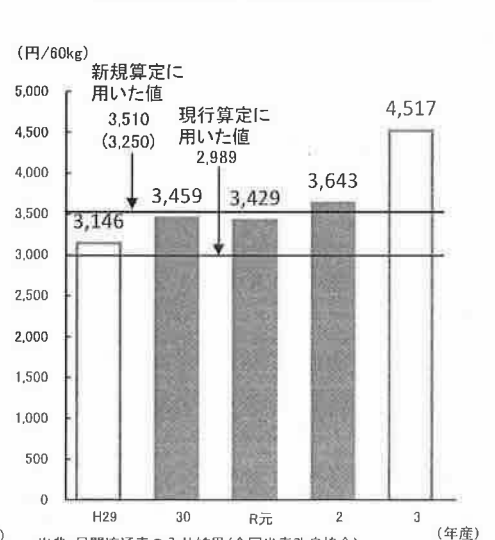
出典：農林水産省「生産費統計」
注1：現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。
注2：新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」
注：現行算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23～29の7中5平均)の値である。

○60kg当たり販売価格の推移



出典：民間流通麦の入れ結果(全国米麦改良協会)
注1：60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格(事後調整後)である。
注2：現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。
注3：新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。
注4：TPP等が発効し、麦のマークアップが引き下がることから、国産麦の販売価格が低下する分を単価に上乗せ。

8

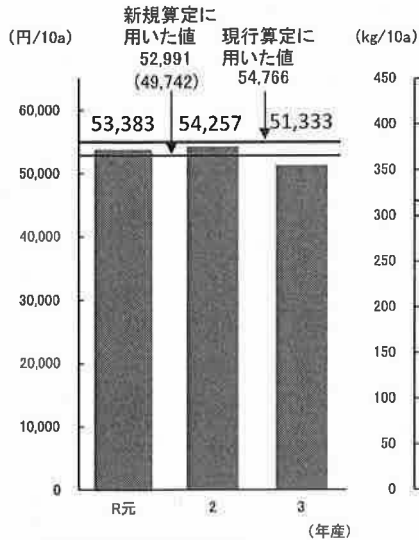
5. 対象農産物の近年の状況(二条大麦)

- 10a当たり生産費は、賃借料の増加に対し、農機具費や労働費が減少したことにより減少している。
- 10a当たり収量は、横ばいで推移していたが、近年豊作となっている。
- 50kg当たり販売価格は、需給緩和により大きく下落している。

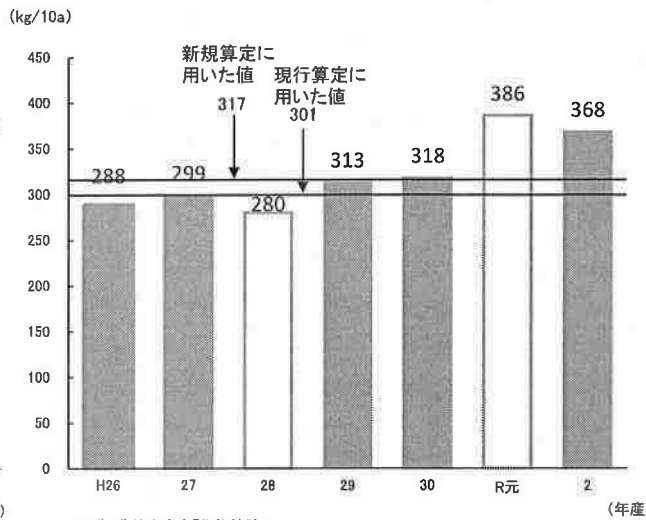
○10a当たり生産費の推移

○10a当たり収量の推移

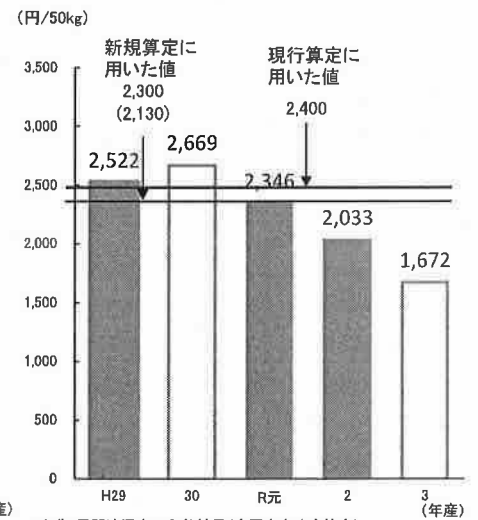
○50kg当たり販売価格の推移



出典：農林水産省「生産費統計」
注1：ビール麦用途に係るコスト要因を除いている。
注2：現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。
注3：新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。



出典：農林水産省「作物統計」
注：現行算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23～29の7中5平均)の値である。



出典：民間流通麦の入札結果(全国米麦改良協会)
注1：50kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
注2：現行算定に用いた販売価格は、H28～30の5中3平均の値である。
注3：新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。
注4：TPP等が発効し、麦のマークアップが引き下がることから、国産麦の販売価格が低下する分を単価に上乗せ。

9

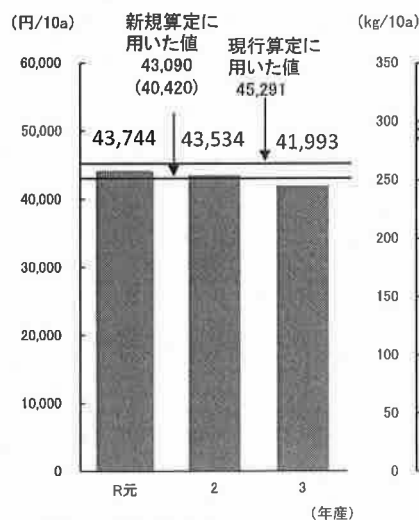
5. 対象農産物の近年の状況(六条大麦)

- 10a当たり生産費は、農機具費や労働費が減少したことにより減少している。
- 10a当たり収量は、横ばいで推移していたが、近年豊作となっている。
- 50kg当たり販売価格は、ほぼ横ばいとなっている。

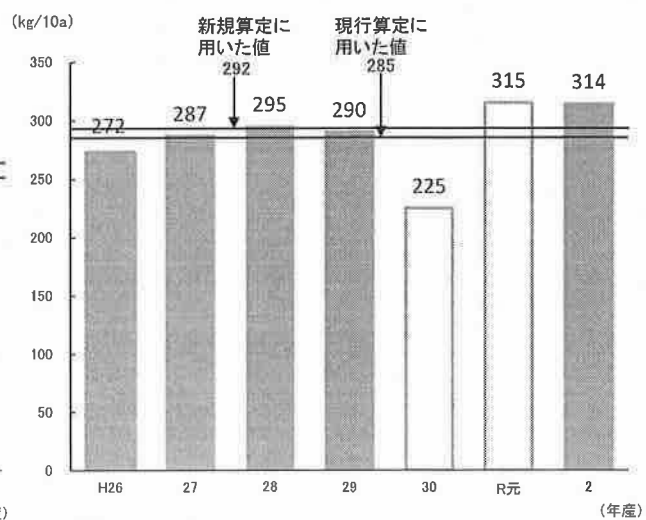
○10a当たり生産費の推移

○10a当たり収量の推移

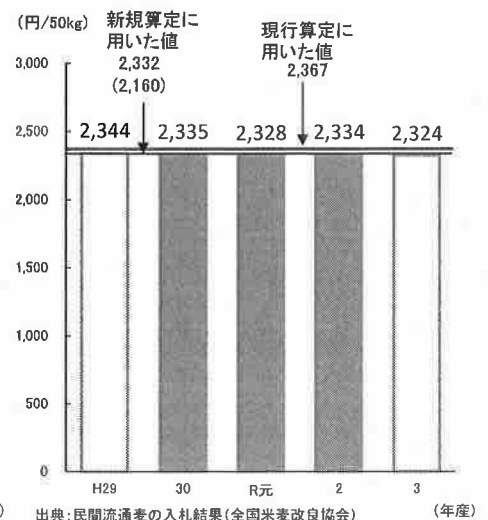
○50kg当たり販売価格の推移



出典：農林水産省「生産費統計」
注1：現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。
注2：新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。



出典：農林水産省「作物統計」
注：現行単価の算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23～29の7中5平均)の値である。



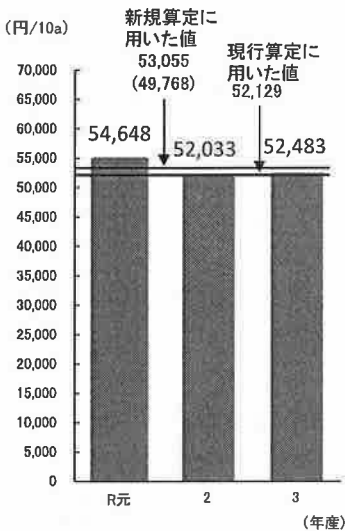
出典：民間流通麦の入札結果(全国米麦改良協会)
注1：50kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
注2：現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。
注3：新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。
注4：TPP等が発効し、麦のマークアップが引き下がることから、国産麦の販売価格が低下する分を単価に上乗せ。

10

5. 対象農産物の近年の状況(はだか麦)

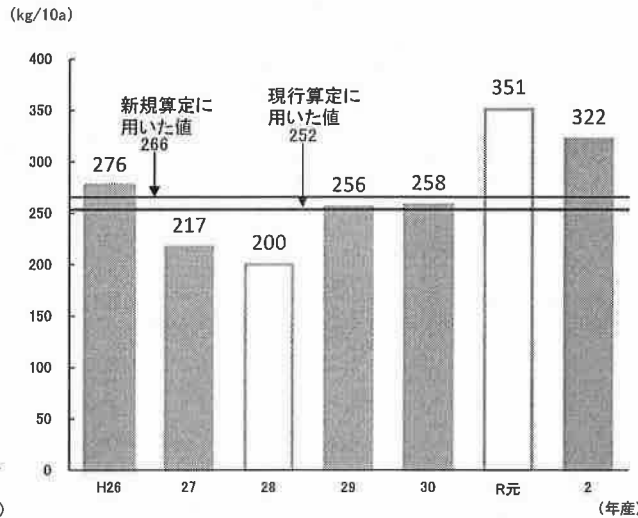
- 10a当たり生産費は、賃借料の増加に対し、農機具費が減少したことにより横ばいとなっている。
- 10a当たり収量は、近年豊作となっている。
- 60kg当たり販売価格は、需給緩和により下落している。

○10a当たり生産費の推移



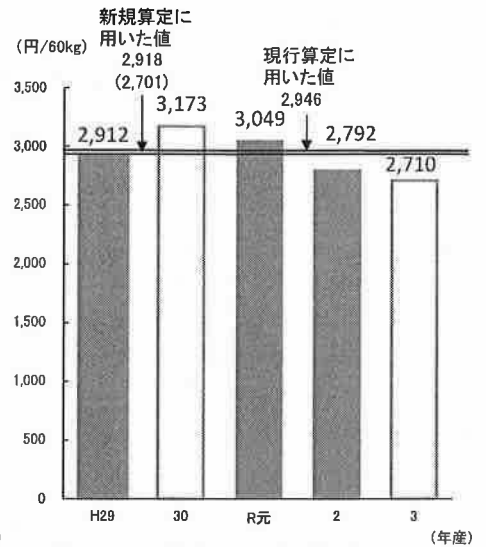
出典:農林水産省「生産費統計」
注1:現行算定に用いた生産費は、H28~30の3年平均の値である。
注2:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量の推移



出典:農林水産省「作物統計」
注:現行算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23~29の7中5平均)の値である。

○60kg当たり販売価格の推移

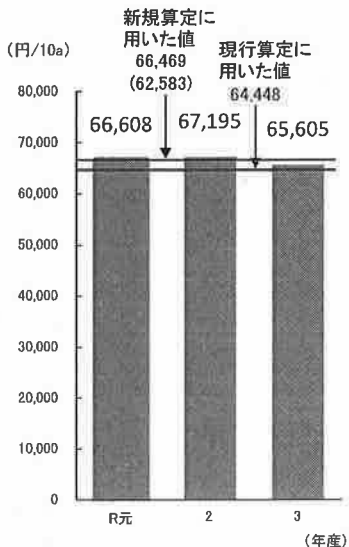


出典:民間流通委の入札結果(全国米麦改良協会)
注1:60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
注2:現行算定に用いた販売価格は、H26~30の5中3平均の値である。
注3:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。
注4:TPP等が発効し、麦のマークアップが引き下がることから、国産麦の販売価格が低下する分を単価に上乗せ。

5. 対象農産物の近年の状況(大豆)

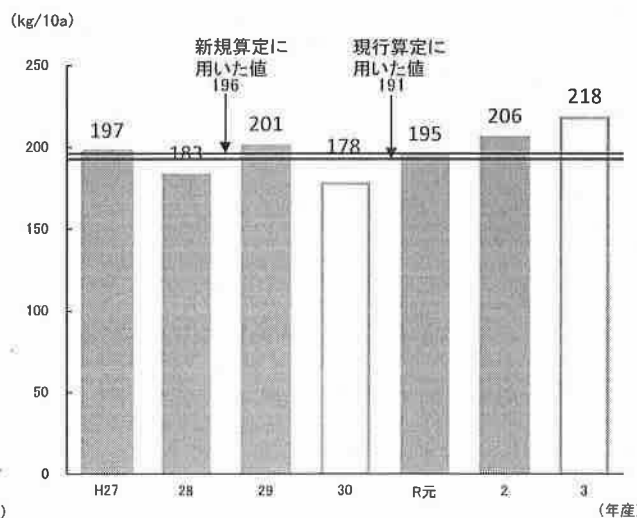
- 10a当たり生産費は、労働費の減少に対し、農機具費が増加したことによりやや増加している。
- 10a当たり収量は、現行算定に用いた収量を上回り、堅調に推移している。
- 60kg当たり販売価格は、現行算定に用いた価格を上回った年が多くなっている。

○10a当たり生産費の推移



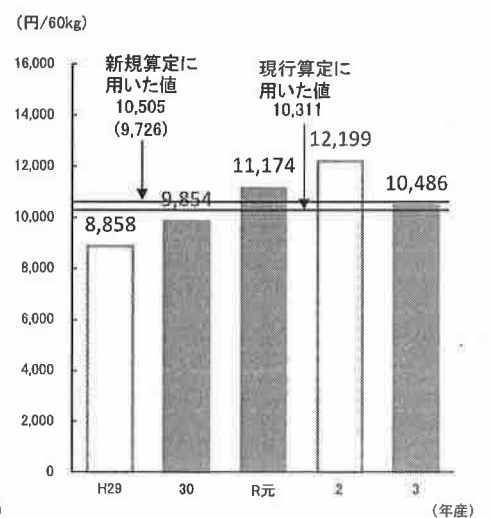
出典:農林水産省「生産費統計」
注1:現行算定に用いた生産費は、H28~30の3年平均の値である。
注2:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量の推移



出典:農林水産省「生産費統計」
注:現行算定に用いた単収は、H24~30の7中5平均の値である。

○60kg当たり販売価格の推移

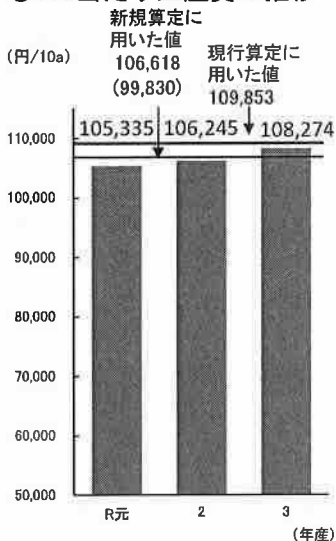


出典:大豆入札取引の結果(日本特産農産物協会)
注1:60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
注2:現行算定に用いた販売価格は、H26~30の5中3平均の値である。
注3:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

5. 対象農産物の近年の状況(てん菜)

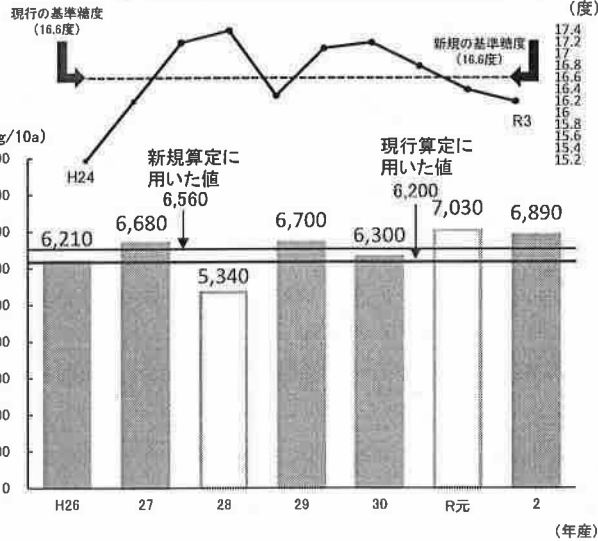
- 10a当たり生産費は、直播の普及によって労働費が減少したことによりやや減少している。
- 10a当たり収量は、現行算定に用いた収量を上回り、堅調に推移している。
- 1 t 当たり販売価格は、ほぼ横ばいとなっている。
- 「基準糖度」は、前回の単価改定から10年間の平均で算定する方法としている。

○10a当たり生産費の推移



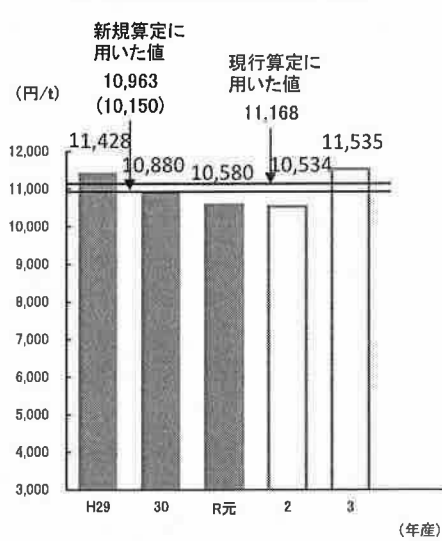
出典:農林水産省「生産費統計」
 注:現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。
 2:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量及び糖度の推移



出典:農林水産省「作物統計」(収量)、農林水産省調べ(平均糖度)
 注1:現行算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23～29の7中5平均)の値である。
 2:現行の基準糖度は、H21～30の10年平均値である。

○1t当たり販売価格の推移



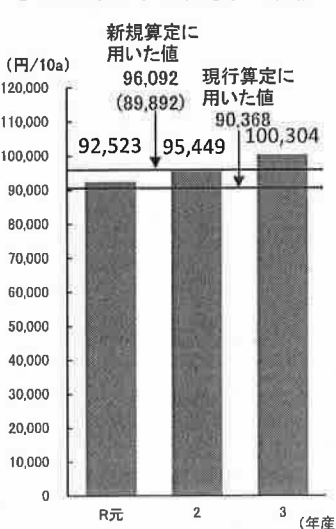
出典:農林水産省調べ(販売価格)
 注1:現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。
 2:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

13

5. 対象農産物の近年の状況(でん粉原材料用ばれいしょ)

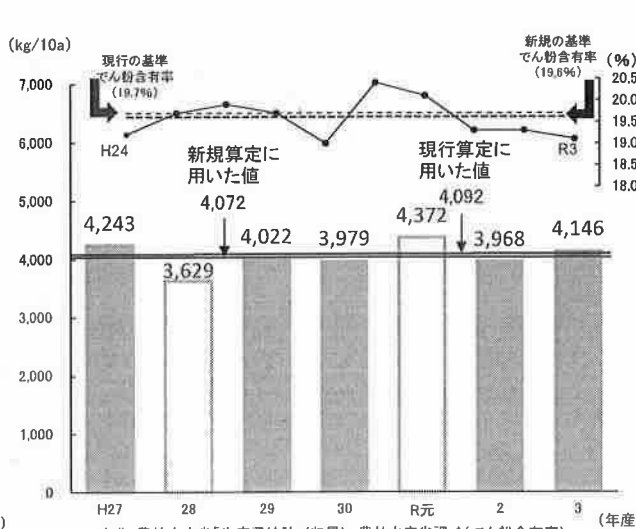
- 10a当たり生産費は、種苗費や農機具費、労働費が増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、ほぼ横ばいで推移している。
- 1 t 当たり販売価格は、ほぼ横ばいで推移している。
- 「基準でん粉含有率」は、前回の単価改定から10年間の平均で算定する方法としている。

○10a当たり生産費の推移



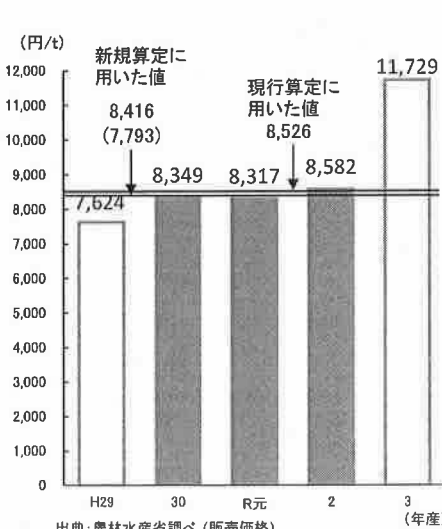
出典:農林水産省「生産費統計」
 注1:現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。
 2:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量及びでん粉含有率の推移



出典:農林水産省「生産費統計」(収量)、農林水産省調べ(でん粉含有率)
 注1:現行の算定に用いた単収は、H24～30の7中5平均の値である。
 2:現行のでん粉含有率はH21～30の10年平均基準値である。

○1 t 当たり販売価格の推移

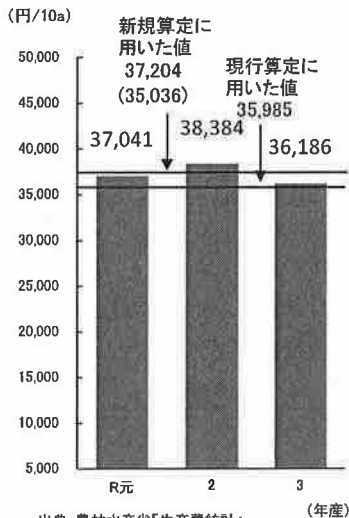


出典:農林水産省調べ(販売価格)
 注1:現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。
 2:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

5. 対象農産物の近年の状況(そば)

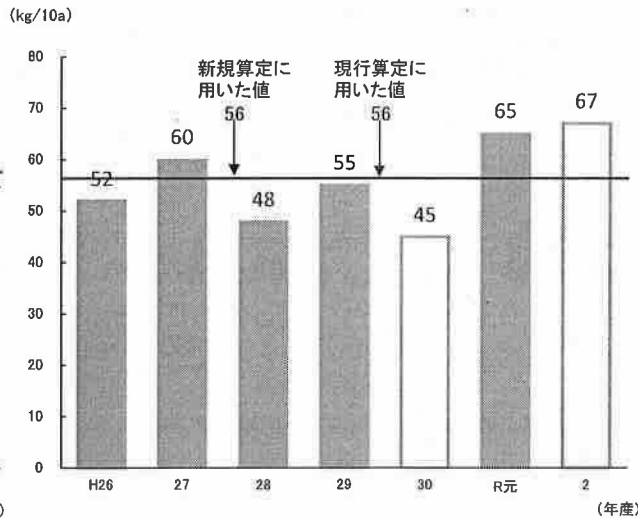
- 10a当たり生産費は、農機具費の増加によりやや増加している。
- 10a当たり収量は、現行算定に用いた収量の上下を年ごとにばらついている。
- 45kg当たり販売価格は、近年の新型コロナウイルスまん延の影響等により下落傾向となっている。

○10a当たり生産費の推移



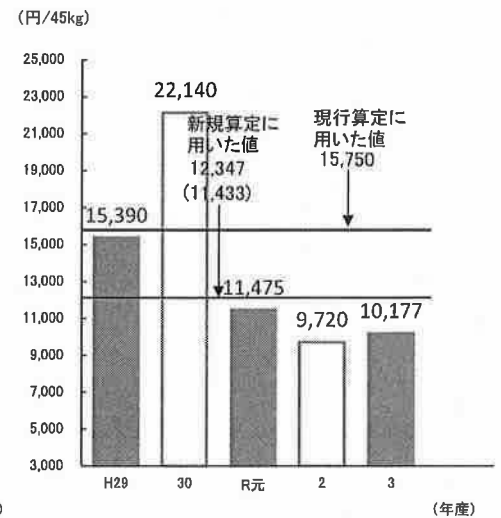
出典：農林水産省「生産費統計」
 注1：現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。
 2：新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「作物統計」
 注：現行算定に用いた単収は、H23～29の7中5平均の値である。

○45kg当たり販売価格の推移

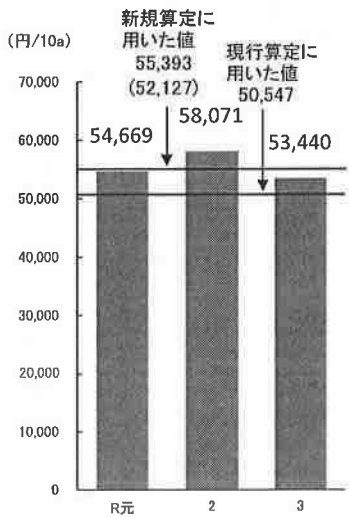


出典：日本経済新聞
 注1：現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。
 2：新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

5. 対象農産物の近年の状況(なたね)

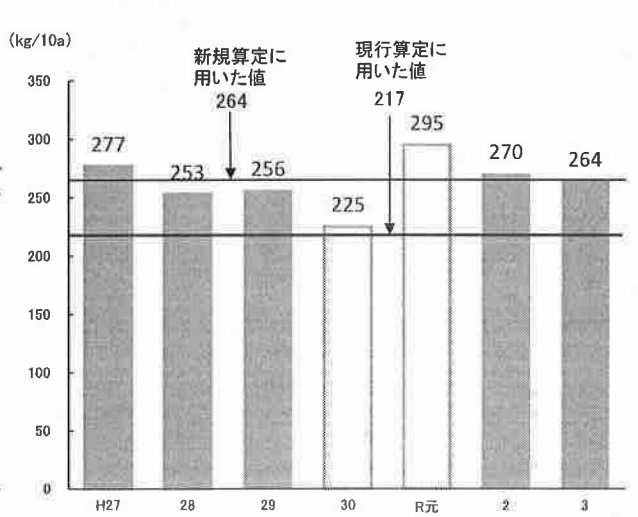
- 10a当たり生産費は、労働費の減少に対し、賃借料や農機具費が増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、現行算定に用いた収量を大きく上回って推移している。
- 60kg当たり販売価格は、現行算定に用いた価格を大きく下回っている。

○10a当たり生産費の推移



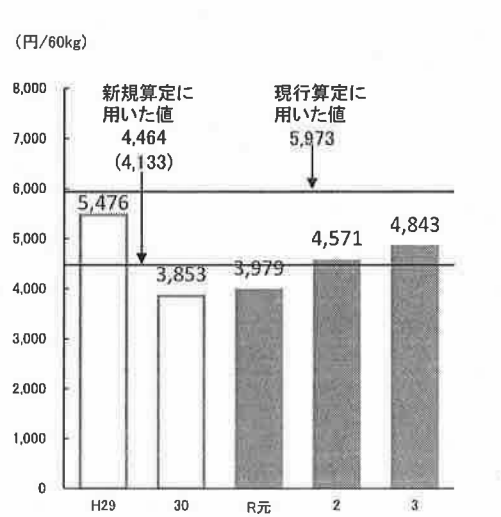
出典：農林水産省「生産費統計」
 注1：現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。
 2：新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量の推移



出典：農林水産省「生産費統計」
 注：現行算定に用いた単収は、H24～30の7中5平均の値である。

○60kg当たり販売価格の推移



出典：生産者団体聞き取り
 注1：現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。
 2：新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

(参考)ゲタ対策の交付単価の推移

	H19~22	H23~25	H26~28	H29~31 (R元)		R2~4
				H29~30	H31 (R元) (消費税等による 期中改定)	
小麦 (円/60kg)	6,250 -	6,360 (+110)	6,320 (▲40)	6,890 (+570)	6,960 (+70)	6,710 (▲250)
二条大麦 (円/50kg)	4,450 -	5,330 (+880)	5,130 (▲200)	5,460 (+330)	5,500 (+40)	6,780 (+1,280)
六条大麦 (円/50kg)	4,350 -	5,510 (+1,160)	5,490 (▲20)	5,690 (+200)	5,730 (+40)	5,660 (▲70)
はだか麦 (円/60kg)	6,430 -	7,620 (+1,190)	7,380 (▲240)	8,190 (+810)	8,240 (+50)	9,560 (+1,320)
大豆 (円/60kg)	8,540 -	11,310 (+2,770)	11,660 (+350)	9,040 (▲2,620)	9,120 (+80)	9,930 (+810)
てん菜 (円/1t)	7,170 - 【17.1度】	6,410 (▲760) 【17.1度】	7,260 (+850) 【16.3度】	7,180 (▲80) 【16.3度】	7,450 (+270) 【16.3度】	6,840 (▲610) 【16.6度】
でん粉原料用 ばれいしょ (円/1t)	12,160 - 【17.4%】	11,600 (▲560) 【18.0%】	12,840 (+1,240) 【19.5%】	11,610 (▲1,230) 【19.5%】	11,670 (+60) 【19.5%】	13,560 (+1,890) 【19.7%】
そば (円/45kg)	- -	15,200 -	13,030 (▲2,170)	16,840 (+3,810)	16,960 (+120)	13,170 (▲3,790)
なたね (円/60kg)	- -	8,470 -	9,640 (+1,170)	9,920 (+280)	9,930 (+10)	8,000 (▲1,930)

注1: ()内は前回の交付単価との差額。

注2: てん菜とでん粉原料用ばれいしょ【 】は、それぞれ基準糖度と基準でん粉含有率。

注3: H19~22は品目横断的経営安定対策時の交付単価であり、現行単価と比較するため、固定払と成績払(全国平均)の合計値とした。

注4: 令和元年に消費税が10%に引き上げられたことにより、課税生産費の2%分を上乗せ。

注5: 令和元年にTPPが発効し、麦のマークアップが引き下がることから、国産麦等の販売価格が低下する分を上乗せ。

17

(参考) 担い手経営安定法(抜粋)

(定義)

第2条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの

二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

2、3 (略)

4 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する認定農業者

ロ 農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者

ハ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織(地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。)

二、三 (略)

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第3条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産条件不利補正対象農産物を生産する対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金

二 当該年度において対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2、3 (略)

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額から、調整額(同項第一号の交付金の金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定した金額をいう。以下同じ。)を控除して得た金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに生産条件不利補正対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価若しくは数量単価(以下「面積単価等」という。)を定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正するに当たっては、第一項各号の交付金の交付により生産条件不利補正対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と生産条件不利補正対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補填を図ることを旨としなければならない。

(略)

18

持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について

てん菜は、北海道畑作において輪作体系の維持に重要な作物であるとともに、てん菜糖業と相まって、地域の雇用・経済を支える重要な役割を担っている。

一方、砂糖の消費量が減少する中、てん菜糖業の在庫量が増大し、厳しい経営状況にあるとともに、糖価調整制度の調整金収支についても累積赤字が増大している。

このような状況を踏まえ、下記のとおり、**糖価調整制度の調整金の単年度収支が黒字化するよう、てん菜糖の国内産糖交付金の交付対象数量**（以下単に「交付対象数量」という。）を調整するとともに、農林水産省において、**てん菜糖の在庫対策やてん菜から他作物への転換対策等を実施**し、関係者の協力を得ながら、各事項に取り組むものとする。

記

- 1 **令和8砂糖年度**における交付対象数量は、**55万トン**（産糖量ベース）とし、令和5砂糖年度から令和7砂糖年度までについては、**別紙の交付対象数量**とする。

ただし、令和7砂糖年度までにおいて、てん菜の**作付面積が、指標面積**（当該砂糖年度の交付対象数量を生産するために必要となる標準的なてん菜の作付面積として定める別紙の指標面積をいう。）**を下回る場合**には、当該砂糖年度の交付対象数量は、**別紙の特例数量**のとおりとする。なお、**令和8砂糖年度における特例数量については、今後検討**する。

- 2 てん菜糖の過剰在庫については、てん菜生産にとって車の両輪であるてん菜糖業の経営に著しく支障をきたしていることから、持続的なてん菜生産を図るためにも、**輸入加糖調製品からの置換えの促進**など、てん菜糖の需要拡大対策を講ずるものとする。

また、てん菜糖業の持続的な経営のため、原料てん菜の集荷の効率化や、てん菜糖の流通の合理化等について、引き続き関係者と検討を行うものとする。

- 3 てん菜から転換する**加工用ばれいしょや豆類**を始めとした需要のある作物については、生産者が意欲を持って転換に取り組めるよう、**必要な支援を講ずる**ものとする。

また、産地において、指標面積に応じたてん菜の作付の促進が図られるよう、てん菜の生産コストの削減等に必要な支援を講ずるものとする。

- 4 **糖価調整制度の持続的な運営**を図るため、**毎年度**、調整金収支の状況や砂糖需給の動向をはじめ、てん菜の生産状況、てん菜糖業の経営状況等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会**甘味資源部会**において、令和8砂糖年度までの**交付対象数量及び指標面積について検証を行う**ものとする。また、当該検証結果を踏まえ、必要と認める場合には、関係者との協議の上、所要の措置を講ずるものとする。

(別紙) 令和8砂糖年度までのてん菜糖交付対象数量

	令和5砂糖年度 (R5.10~R6.9)	令和6砂糖年度	令和7砂糖年度	令和8砂糖年度
1 交付対象数量	60万トン	58万トン	56万トン	55万トン
2 指標面積	54,500ha	52,500ha	50,500ha	50,000ha
3 特例数量(作付面積が指標面積を下回る場合の交付対象数量)	62万トン	60万トン	57万トン	今後検討

○ 交付対象数量、指標面積等の推移

